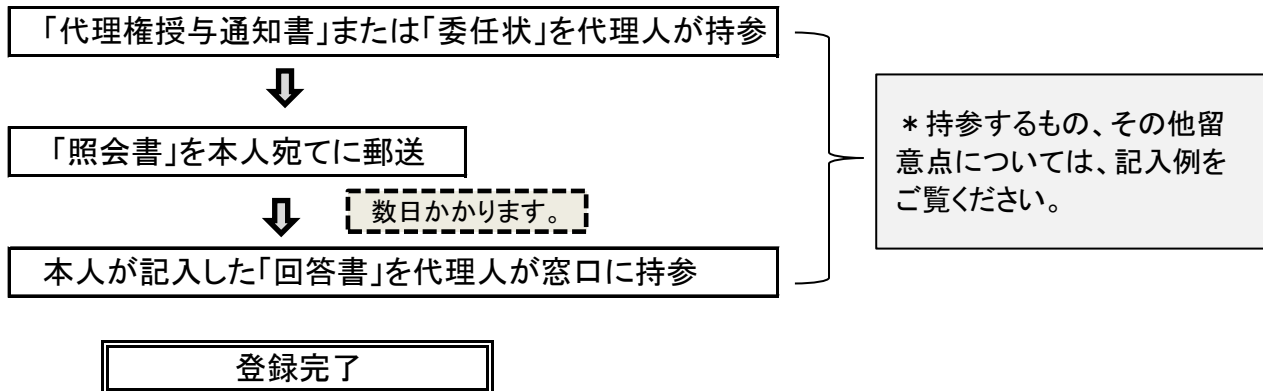


《印鑑登録代理人申請について》

・ご本人が病気やその他の事情で窓口に来ることができないときは、代理人による手続きができます。
ご本人の意思に基づく申請であることを確認するため、郵送による照会を行います。

代理人申請の場合、その日のうちに、『印鑑登録証』や『印鑑証明書』をお取りいただくことはできません。

※ 登録までの流れ



* 下記の『代理権授与通知書』をご利用ください。(記入例を参考にご記入ください。)

----- キ リ ト リ -----

代 理 権 授 与 通 知 書

※委任する人(登録する人)がすべて記入してください。

代理人 (窓口に来る人)	住所			
	氏名	生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
授權事項	区分	委任する人(登録する人)が来庁できない理由		
	1. 印鑑登録の申請及び登録証の受領 2. 印鑑登録廃止の申請 3. 印鑑登録証の亡失届	1. 病気 2. 出張又は旅行 3. 仕事の都合 4. その他()		

上記の者に代理人として所定の権限を委任しましたので通知します。

朝 倉 市 長

令和 年 月 日

委任する人 (登録する人)	住所	朝倉市	番地	登録する印鑑	廃止する印鑑
	氏名		生 年 月 日		
			明・大 昭・平・令	年 月 日	